

居住者のみなさまへ

神戸海岸通ハーバーフラッツウエスト管理組合  
同 自治会

### 当マンション敷地内共用部における植栽管理について

令和6年度植栽委員会の発足に伴い、標記の件について、理事会での協議のもと、下記の通り策定しましたので、周知いたします。

#### 記

神戸海岸通ハーバーフラッツウエスト敷地内共用部(居住者が占有使用している専用庭、集会室上・ゴミドラム上の屋上緑地及びハーバーガーデンを除く)について、景観の美化を目的として、自発的に居住者及び管理人により、雑草・落ち葉・ゴミの除去及び処分を行っていただいでかまいません。

ただし、樹木の剪定・伐採、種子・苗木の植え付け、施肥等については、敷地内の植栽を管理している植栽委員または園芸業者が実施する場合、もしくは予め定められた植栽管理作業日(除草大作戦等)にて実施する場合のみとします。

また、ハーバーガーデンの管理は、園芸クラブに一元的に委任します。

なお、毎週水曜日・土曜日・日曜日の午前中(9:30~12:00)に各種用具を貸し出しておりますので、ご利用の方はその都度管理人室までお越してください。

この事務連絡は次回の通常団地総会直後の管理組合理事会開催日、もしくは当該事務連絡改訂の発出日まで有効です。

以上

